

秋田市河辺総合福祉交流センターおよび秋田市立中央図書館明德館河辺分館電話交換機等賃貸借仕様書

本仕様書は、秋田市河辺総合福祉交流センターに設置する電話交換機等の賃貸借契約に当たり、その仕様を定めるものである。

本設備は、電話交換機本体、電話機一式により構成され、内線相互通話および内線局線間通話を行うことを主な目的とし、関係する技術基準および関係法令に適合するものであること。

1 賃貸借場所

- (1) 所在地 秋田市河辺北野田高野上前田表 6 6 - 1
- (2) 施設名 秋田市河辺総合福祉交流センター

2 契約期間

- (1) 納期
契約日の翌日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
- (2) 賃貸借期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで (6 0 か月)

3 設備設置条件等

- (1) 既設電話交換機等の撤去をすること。
- (2) 電話交換機等の新設をすること。
- (3) 新設機器の搬入据付、調整および試験をすること。
- (4) 電話交換機には停電および雷対策を講ずること。

4 設備構成

本設備に関する構成は、次のとおりとする。

- (1) 電話交換機本体 (電源装置含む) 一式
- (2) 電話機関係 一式
 - ア 2 4 ボタン多機能電話機 5 台
 - イ 2 4 ボタン停電多機能電話機 5 台 (I S D N 回線 4 台・アナログ回線 1 台)
 - ウ 一般電話機 8 台
 - エ 壁掛金具 4 台

5 電話交換機仕様

- (1) 方式
 - ア 制御方式 蓄積プログラム制御方式
 - イ 通話路方式 PCM 時分割一段スイッチ
 - ウ CPU 3 2 ビット又は 6 4 ビットマイクロプロセッサ

(2) 電源装置

- ア 入力電源 AC100V±10V (50/60Hz)
- イ 蓄電池 停電時3時間以上対応できること。

(3) 環境条件

- ア 温度 0～40℃
- イ 湿度 10%～90%(結露しないこと)

(4) 収容回線

区分	種類	実装	容量
局線	ISDN	4	4
	アナログ	1	4
内線	デジタル多機能内線	10	16
	一般内線	8	8

(5) 機能

固定短縮ダイヤル(500宛先)、グループ保留、内線代表、ピックアップ、可変不在転送、発番号通知、可変短縮ダイヤル、ワンタッチダイヤル、ナンバーディスプレイ対応

その他一般的な応答方法に対応すること。

(6) 番号計画

既設電話交換機を確認し、発注者と確認のうえ決定する。

6 電話機仕様

(1) デジタル多機能電話機

- ア 液晶ディスプレイ、バックライト機能を有すること。
- イ ナンバーディスプレイ対応であること。
- ウ 24可変機能ボタンを有すること。
- エ 受話音量、着信音量の調整ができること。
- オ 再ダイヤル、代理応答、転送、保留機能を有すること。
- カ 発着信履歴表示が可能なこと。
- キ 電話帳機能を有すること。

(2) 一般電話機

- ア 着信ランプがついていること。
- イ 転送又はフッキングボタンがついていること。
- ウ 受話音量、呼出音量の調整ができること。

7 雷対策

局線のための雷対策を講ずること。

8 納入および設置等

- (1) 本設備の納入に当たっては、その経路やその他現場の状況を考慮し、安全に据付場所へ搬入すること。
- (2) 電話交換機は、既設実装箇所に設置すること。
- (3) 本設備の設置に当たっては、電気通信事業法に定める諸規則および「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全業務共通仕様書 令和5年版」（以下「共通仕様書」という。）に基づくものとする。
- (4) 構内既設配線は再使用できるものとする。ただし、既設配線は通信試験を行うこととし、劣化等により使用不能な配線があった場合は、受注者の負担により不良配線の交換および整理をすること。
- (5) 本設備の設置において必要となる機器取付、配線および既設設備（電話機を含む。）の産業廃棄物処理に係る費用は受注者の負担とする。
- (6) 本業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、積み込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理すること。

9 申請手続

設備設置に係る工事の施工・完成に必要な通信事業者への申請手続は、受注者が代行すること。

10 検査および引渡し

設置完了後は、担当係員立会のうえ、検査を受けるものとし、合格をもって引渡しとする。なお、完成図書として次の書類を提出すること。

- (1) 設置完了報告書
- (2) 納入機器一覧
- (3) 機器構成図
- (4) 試験結果報告書
- (5) 納入機器の取扱説明書
- (6) 内線番号一覧

11 保証

納入後1年以内に設計、製作あるいは工事不良によると認められる事故が発生したときは、速やかに修繕を行うこと。

12 保守点検

本仕様書に基づく契約には、保守点検業務を含まないものとする。

13 再リース

賃貸借期間満了後の機器は、再リースできるものとする。

14 その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議のうえ定めるものとする。